

第 4 章

部門別構想

第4章 部門別構想

【部門別構想の体系】

1 土地利用の方針	○ 都市的土地利用 ○ 農業的土地利用 ○ 自然的土地利用 ○ 観光・レクリエーション用地 ○ コンパクトな市街地の形成に向けた土地利用制度の運用の方針	
2 都市施設の整備・活用の方針	2-1 道路・公共交通等	○ 道路 ○ 公共交通等 ○ 港湾 ○ 駐車場・駐輪場
	2-2 都市公園等	○ 都市公園等の整備 ○ その他の公園・緑地 ○ 都市公園等の緑化の推進 ○ 都市公園等を結ぶネットワークの形成 ○ 管理・活用の方針
	2-3 下水道等	○ 地域に適した下水道等の整備 ○ 防災、減災対策の推進 ○ 下水道資源の再利用の推進 ○ 持続可能な下水道施設の維持・管理
	2-4 その他の都市施設等	○ 上水道 ○ 河川・排水施設 ○ ごみ焼却場、し尿処理場 ○ 火葬場 ○ 流通センター ○ その他の都市施設
3 市街地の整備方針	○ 計画的な市街地の形成 ○ 既成市街地における居住環境の向上 ○ 良質な住宅の供給	
4 防災都市づくりの方針	○ 自然災害対策の推進 ○ 都市構造の防災化 ○ 防災・緊急対応基盤の構築 ○ 市民等との協働による防災体制の充実・強化	
5 都市環境形成の方針	○ 自然環境の保全と活用 ○ 快適な都市環境の創出 ○ 良好な生活環境の確保	
6 都市景観形成の方針	○ 総合的な景観施策の推進 ○ 竹原らしさを継承する景観形成 ○ 魅力と賑わいのある景観の創出 ○ 市民等との連携による景観の創出	
7 都市空間の魅力づくりの方針	7-1 暮らしやすい都市空間形成の方針	○ すべての世代が暮らしやすい都市環境の整備 ○ まちなか居住の魅力化 ○ 拠点の魅力化
	7-2 観光・交流空間の魅力づくりの方針	○ 観光・交流資源などの魅力化と活用 ○ 観光客の受入環境の充実 ○ 市民等との協働による観光・交流の促進
8 都心核形成の方針	○ 公共施設ゾーンの整備 ○ 協働による「都心核」の整備、運営	

1 土地利用の方針

(1) 現況と課題

本市は、海岸沿いに市街地が分散しており、竹原地域に商業・業務施設、公共公益施設などの集積した市街地が、吉名、大乘、忠海、北部の各地域に小規模な市街地が形成されているが、比較的低密度であり、市街化動向により用途地域外へ拡散しつつあることから、効率的な市街地整備と都市的サービスの提供などを行うため、コンパクトな市街地を形成する必要があります。

一方、市街地周辺や内陸部には、環境の良好な農業集落が形成され、その周辺には良好な自然環境を有する森林、河川、海岸などが豊富に分布して貴重な地域資源を育んでおり、これらの自然環境を維持・保全する必要があります。

また、近年の災害リスクの増大に対応し、土砂災害などの自然災害の防止や低減を図る観点から、適正な土地利用の規制・誘導を行う必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆都市と緑・農が調和した土地利用の維持

無秩序な宅地化による市街地の拡大や都市的土地利用と農業的土地利用の混在化を抑制し、都市と農地、田園環境が調和した土地利用を維持します。

また、本市の貴重な自然資源である、森林、河川、海岸、水辺地などの良好な自然環境については、原則として保全するとともに、地域の魅力化と観光・交流の促進を図るため、保全に配慮しながら、適切に活用します。

◆コンパクトな市街地の形成

市街地における適正な人口密度の維持、災害リスクの低減などに配慮した居住の適切な誘導により、コンパクトな市街地の形成を進めます。

◆活力ある都市活動と産業活動の実現

適正な土地利用の規制と誘導により、都市施設の集約化、産業基盤の整備、観光・交流環境の整備などを行い、都市の賑わいと産業の活性化を図ります。

(3) 具体的な取組の方針

ア 都市的土地利用

(7) 市街地の配置方針

市街地は、竹原地域の都市拠点周辺、吉名、大乘、忠海、北部の各地域拠点周辺などの利便性の高い区域にコンパクトに配置します。

このため、用途地域を指定していない区域における開発を抑制するとともに、用途地域を指定している区域のうち市街化の進んでいない区域については、都市機能の集積化、適正な人口密度の維持、災害リスクの低減のため、土地利用の方針を見直す方向で検討します。

(4) 市街地における土地利用の方針

① 住宅系

<住宅地>

計画的に開発された住宅団地や竹原、吉名、大乘、忠海、北部の各地域において住宅系の土地利用がされている区域を位置づけ、住宅主体の土地利用を維持し、住居系用途地域の指定、地区特性に応じた地区計画の活用などにより良好な住環境を維持します。

＜複合住宅地＞

J R 竹原駅北側周辺から新開地区周辺に至る住宅と商業施設などが混在した区域を位置づけ、利便性の高い住宅地として住宅と商業施設の共存する土地利用を維持し、住環境との調和に配慮しながら、都市型住宅の供給、空き家や空き地の有効活用と適正な管理などを進めます。



複合住宅地

② 商業・業務系

＜中心商業地＞

J R 竹原駅北側周辺から新開地区周辺に至る区域を位置づけ、商業・業務機能、教育・文化機能、観光・交流機能、行政サービス機能などの多様な都市機能の集積と複合的な整備を進めます。



中心商業地（市役所周辺）

＜沿道商業地＞

土地区画整理事業により都市基盤が整備され、郊外型商業施設などの立地が進んでいる新開地区の国道 432号沿道の区域を位置づけ、土地の有効利用と商業・サービス施設などの立地を誘導し、中心商業地と一体的な都市拠点の整備を進めます。



沿道商業地（国道 432号沿道）

＜近隣商業地＞

J R 吉名駅、同大乗駅、同忠海駅の各駅周辺の商業施設が立地している区域を位置づけ、地域住民を対象とした商業・サービス施設、店舗などの立地を誘導します。



近隣商業地（J R 忠海駅周辺）

③ 工業・流通系

＜専用工業地＞

J R 竹原駅南側及び吉名、大乘、忠海の各地域の臨海部に形成されている企業埋立地や大規模工場などが集積した区域、北部の竹原工業・流通団地を位置づけ、工業地としての土地利用を維持するとともに、円滑な産業活動を確保するためアクセス機能の充実を進めます。

また、竹原工業・流通団地については、新規企業の立地を促進します。



竹原工業・流通団地

＜工業・流通用地＞

工場、流通施設などが立地している沿岸部と吉名地区柏、竹原から忠海の間国道185号沿道、新庄地区の国道432号沿道などの区域を位置づけ、住宅などの環境の保護に配慮しながら、工業・流通用地としての土地利用を維持します。

東野地区の国道 432号バイパス沿いのまとまりのある未利用地については、地区計画の活用などにより計画的な市街地の形成を図り、工業・流通系の土地利用を誘導します。



工業流通用地（黒浜地区国道 185号沿道）

＜沿道サービス用地＞

国道185号，同432号などの幹線道路沿道の区域を位置づけ，道路の円滑な交通の確保と利便性の向上を図るため，背後の住宅地の住環境の保護に配慮しながら，コンビニエンスストア，休憩所，給油所などの沿道サービス施設の立地を誘導します。



イ 農業的土地利用

農地については，農産物の供給，良好な田園環境の維持などのため，農地としての利用を維持するとともに，市民農園，農業体験や交流の場など，遊休農地を含め多様な活用を進めます。

また，集落については，生活環境の整備などにより快適な住環境を維持します。



ウ 自然的土地利用

森林については，木材の生産，都市環境の保全，自然災害の抑制などのため保全します。

また，良好な自然環境を有する樹林地，河川，湖沼，水面などについても，貴重な自然資源として保全します。

これらの自然資源のうち，文化的資源を有する地区や，海辺や河岸緑地などのレクリエーション地については，自然環境の保全に配慮しながら，地域の魅力の創出，市民の活動の場として活用します。

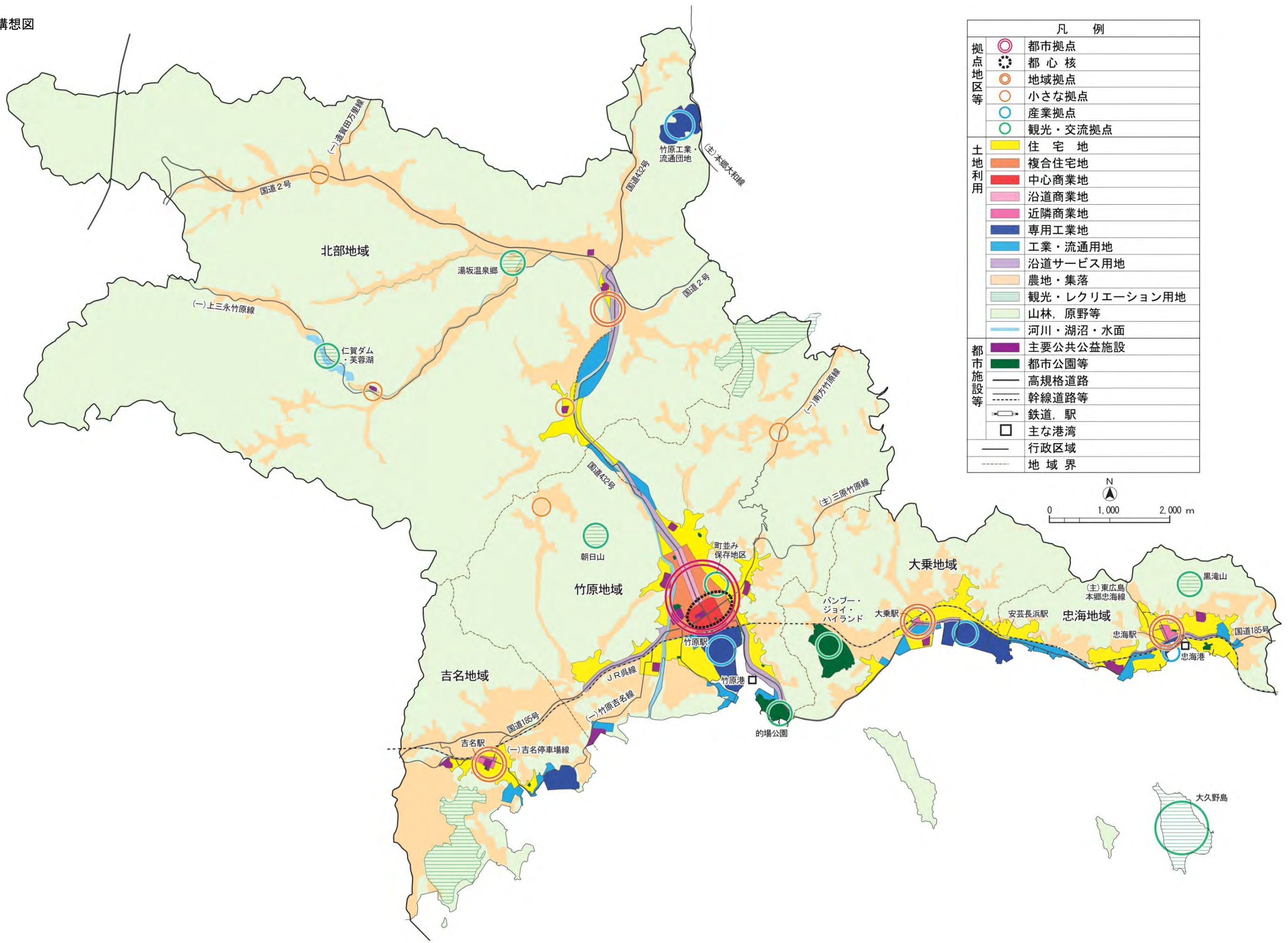


エ 観光・レクリエーション用地

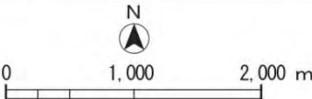
町並み保存地区，大久野島，湯坂温泉郷，仁賀ダム・芙蓉湖，総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド，的場公園，黒滝山，朝日山などの観光・交流拠点に位置づけられる地区，また，民間の観光・レクリエーション地は，地域の特徴を活かした観光地やレクリエーション用地として活用します。



■将来構想図



凡 例		
拠点地区等		都市拠点
		都 心 核
		地域拠点
		小さな拠点
		産業拠点
		観光・交流拠点
土地利用		住 宅 地
		複合住宅地
		中心商業地
		沿道商業地
		近隣商業地
		専用工業地
		工業・流通用地
		沿道サービス用地
		農地・集落
		観光・レクリエーション用地
		山林、原野等
		河川・湖沼・水面
都市施設等		主要公共公益施設
		都市公園等
		高規格道路
		幹線道路等
		鉄道、駅
		主な港湾
		行政区域
		地 域 界



(4) 土地利用制度の運用の方針

ア コンパクトな市街地の形成に向けた土地利用制度の運用の方針

持続可能な都市づくりの視点から、都市機能の集約化とコンパクトな市街地の形成を図るため、土地利用に係る制度を適切に運用します。

○都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画の策定とそれに基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定により、都市機能の立地及び居住地の形成を誘導します。

○将来の市街地規模、形態を見通した用途地域の見直しを行うとともに、見直し後の用途地域外の区域について、都市再生特別措置法第89条に基づく居住調整地域の指定などにより更なるコンパクトな市街地への誘導を検討します。

○開発許可制度の運用などにより、土砂災害警戒区域などの災害リスクのある区域における開発の抑制を検討します。

イ 地域地区等の運用の方針

(7) 都市計画区域

都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定されるもので、本市は全域が都市計画区域に指定されています。

(4) 用途地域

用途地域は、都市の計画的な土地利用や都市機能及び都市環境の維持増進を図るため、住居系、商業系、工業系などの土地利用に応じて、建築物の用途・形態などのルールを定めるもので、本市では、竹原、吉名、大乘、忠海の各地域に形成されている市街地、国道 432号沿道、北部の竹原工業・流通団地など 902haに指定しています。

今後も、土地利用状況の変化や市街地整備事業の進捗、土地利用計画の変更などに対応して、必要な見直しを行いながら、適切に運用していきます。

(5) 防火・準防火地域

防火・準防火地域は、市街地における火災の危険性を防ぐために、建物の構造を規制するもので、防火地域は市街地の不燃化を、準防火地域は市街地の不燃化や難燃化を促進するために指定します。本市では、中心市街地の一部17haに準防火地域を指定しています。

今後は、竹原市地域防災計画と連携して、公共施設などが集中する地域など都市防災上重要な地域において、市街地の不燃化を進めるため、必要に応じて防火・準防火地域を指定します。

(1) 風致地区

風致地区は、都市において水や緑などの自然的要素に富んだ良好な景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもので、寺山風致地区、鎮海山風致地区、南島風致地区、的場風致地区の4箇所 83.74haに指定しています。

これらの地区は、町並み保存地区を中心とした歴史的町並み、的場公園などと一体となって本市を印象付ける貴重な地域資源であり、それぞれの地域の自然や歴史文化などを活かしつつ、風致地区の維持と保全に努めます。



(オ) 臨港地区

臨港地区は、港湾の利便性の向上を図るため、港湾地域と一体として機能すべき陸域に指定するもので、竹原港や忠海港周辺の陸域81.1haに指定しています。

港湾整備が進む忠海港二窓地区については、周辺の住環境との調和を図りながら港湾と一体として機能すべき陸域を臨港地区に指定することを検討します。また、忠海地区については、港湾整備計画に併せた地区指定の見直しも検討します。



竹原港臨港地区（内港）

(カ) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区は、都市計画と連携しながら歴史的な町並みの保存と整備を行うために指定するもので、本市では、昭和57年に本町地区を中心とした5.0haを竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区に指定しています。

平成27年度には、伝統的建造物群保存地区の保存の指針となる保存計画の見直しを行っており、今後、保存計画に基づき、伝統的建造物群保存地区の保存と活用に取り組みます。



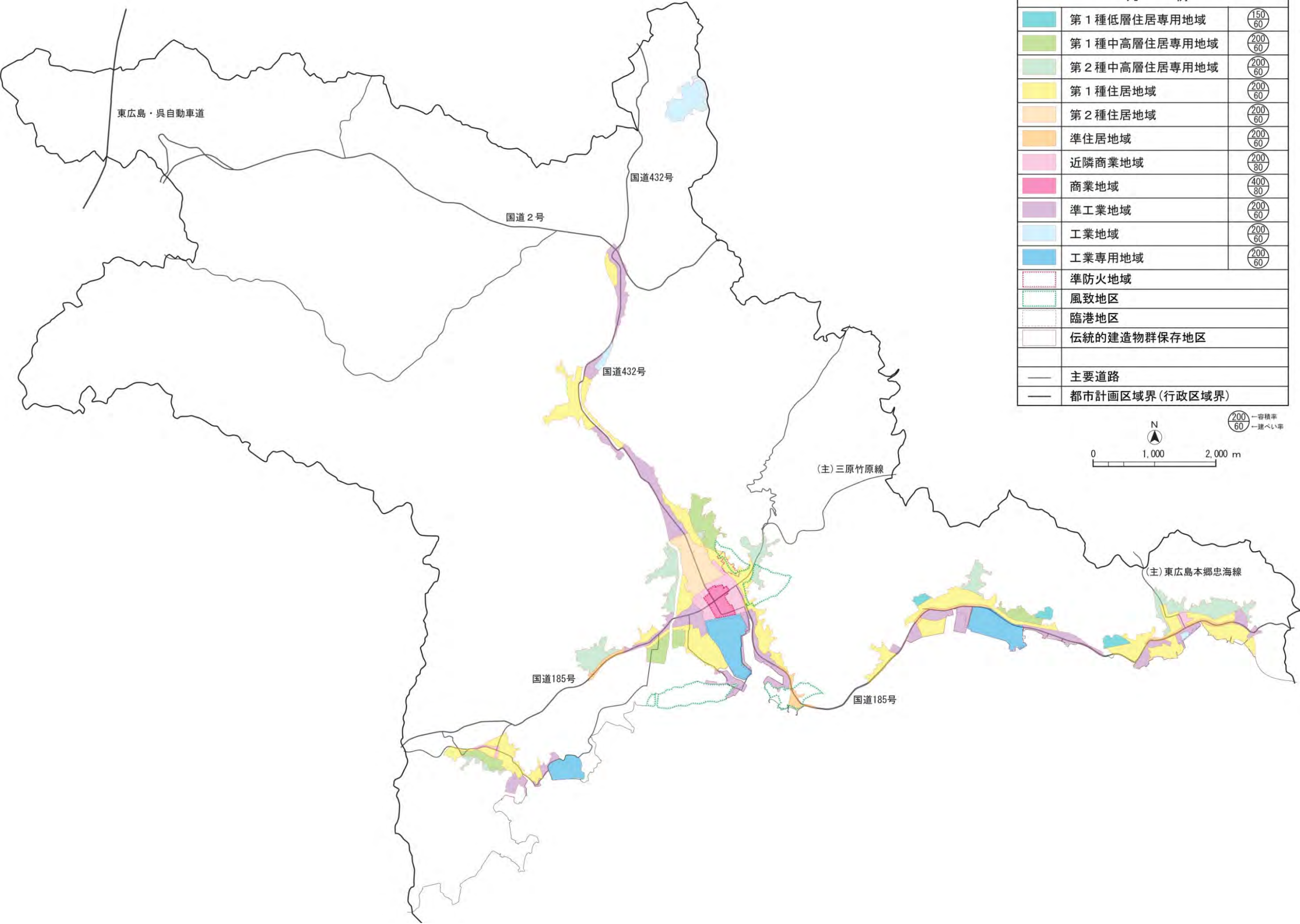
伝統的建造物群保存地区

(キ) 地区計画

地区計画は、身近な地区において、地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るため、地域住民の合意形成を図りながら、まちづくりの目標や方針を定めるとともに、必要に応じて、生活道路・公園などの配置、建築物や街並みのルールなどをきめ細かく定めるものです。

今後、地域住民等と行政との協働のまちづくりの取組などを通じて、地区の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、地区計画の活用を図ります。

図 地域地区の指定状況



2 都市施設の整備・活用の方針

2-1 道路・公共交通等

(1) 現況と課題

交通体系は、鉄道、バス、航路及び道路網などで構成され、鉄道はＪＲ三原駅で新幹線に接続し、道路は山陽自動車道河内インターチェンジ及び東広島呉自動車道上三永インターチェンジを経て、それぞれ広域的に連絡しています。

また、航路については、地方港湾竹原港から大崎上島町及び呉市（大崎下島）、同忠海港から大久野島を経て今治市（大三島）を結ぶ２つの航路を旅客船、フェリーが運行しています。

ア 道路

道路については、地形的要因などから交通が国道に集中しており、国道や県道の整備により、交通容量の確保を図る必要があります。

また、市街地内の道路網の骨格となる都市計画道路については、幹線道路の整備率が約３割であり、良好な都市環境の形成と円滑な都市活動の確保を図るため、都市計画道路の整備や見直しを適切に進める必要があります。

イ 公共交通等

鉄道、バス、航路などの公共交通の利用者数は、航路を除き、総じて減少傾向にあります。

このため、市民生活と都市活動を支える基盤となる公共交通の機能強化、交通環境の向上などにより利用の増進を図る必要があります。

ウ 港湾

港湾は、地方港湾竹原港と同忠海港があり、観光客数の増加により利用者数は増加傾向にあり、港湾機能の充実など利用者のニーズに対応した港湾の整備を進める必要があります。

竹原港（北崎地区）



(2) 基本的な考え方

◆ 道路の多様な機能に応じた効果的なネットワークの整備

広域的連絡、市域内の各地域のネットワーク、市街地の骨格の形成、産業の活性化、災害時の緊急輸送など、道路の持つ多様な機能に応じて、体系的な道路網の整備を進めます。

◆ 持続可能な公共交通体系の整備

都市機能の集約化の方向性を踏まえ、市民や来訪者の交通の利便性を確保するため、持続可能な公共交通体系の整備を進めます。

また、島しょ部との交通結節点である竹原港及び忠海港の港湾機能の充実を進めます。

◆ 安全で快適な道路、公共交通環境の確保

少子高齢化の進行や観光客の増加などの社会環境の変化の中で、誰もが安全で快適に利用できる道路環境や公共交通環境を確保するとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入などにより、安全で快適な空間の創出を図ります。

(つづき)

◆ まちづくりと連携した駐車場・駐輪場の整備

都市拠点へのアクセスの利便性の向上や、観光ルートとの連携、観光客の回遊性向上に繋がるなど、まちづくりと連携した駐車場・駐輪場の整備を進めます。

◆ 道路・交通施設等のマネジメント

道路・交通施設等の必要な機能を維持しながら、将来に向けて持続可能な都市づくりを進めるため、整備の見直しや効率的な維持管理、長寿命化などの取組を進めます。

(3) 具体的な取組の方針

ア 道路

(7) 広域幹線道路の整備

産業の活性化、防災機能の向上などを図るため、広域的に連絡する道路の整備を進めます。

- 国道 185号（歩道の整備，安芸津バイパスの整備）
- 国道 432号（新開地区の道路拡幅，竹原バイパスの整備）
- 主要地方道東広島本郷忠海線（都市計画道路忠海中央線の整備）

(4) 地区幹線道路の整備

都市内の円滑な交通の確保，市街地の骨格の形成，防災機能の向上などを図るため，地区幹線道路の整備を進めます。

- 一般県道竹原吉名線（皆実地区，吉名地区），同吉名停車場線，同南方竹原線
- 都市計画道路京栄町番屋線，同楠通成井線
- 市道宮床線，同忠海中学校線

(7) 歩行者・自転車空間のネットワークの整備

歩行者や自転車が安全で便利に利用できる空間の整備を進めます。

- 主要道路における自動車と歩行者，自転車が分離された道路の整備
- 主要な公共公益施設，公園，災害時における避難場所などへのアクセスの向上
- 生活道路，通学路などにおける安全性の確保 など

(1) 道路環境の整備

誰もが安全で快適に利用できる道路環境の整備を進めます。

- 道路空間のバリアフリー化，ユニバーサルデザインの導入
- 外国人観光客など誰にでも分かりやすいサインの導入
- 道路整備における歴史的町並みと調和したデザインの採用
- 道の駅たけはらにおける道路情報発信，休憩スペースなどの充実

(1) 管理・活用

持続可能な都市づくりに向けて，道路整備の見直しや管理・活用を進めます。

- 道路，橋梁などのメンテナンスサイクルの構築，長寿命化対策，耐震補強
- 長期末着手となっている都市計画道路の見直し

イ 公共交通等

(7) 公共交通ネットワークの充実

都市機能の集約化の方向性を踏まえ、利用者のニーズに対応した公共交通ネットワークの充実に図ります。

- J R 呉線，高速バス，路線バスなど広域交通，都市内交通の充実
- 持続可能な公共交通に向けた運行モードのあり方の検討
- 公共交通関係者との協議を踏まえた公共交通ネットワークの充実

(4) 公共交通環境の整備

誰もが安全で快適に利用できる公共交通環境の向上に取り組めます。

- J R 駅周辺の環境整備
- J R 駅，バス停などのバリアフリー化，ユニバーサルデザインの導入の促進



(5) 公共交通の利用促進

公共交通を維持するため，利用を促進します。

- 公共交通に関する情報提供の充実
- 生活交通として必要な路線バス，乗合タクシーなどの運行支援

ウ 港湾

(7) 港湾機能の充実

物流拠点及び島しょ部との交通結節点機能の充実，観光交流の促進を図るため，海の駅たけはらなどの港湾機能の充実に取り組めます。

- 市街地と港を結ぶ道路の整備，拡充（竹原港，忠海港）
- バスベイ，タクシープールなどの整備（竹原港）
- J R 忠海駅と忠海栈橋を結ぶ歩道の整備（忠海港）
- 駐車場の整備，拡充（竹原港，忠海港）
- 駐輪場の整備（忠海港）
- 外国人観光客など誰にでも分かりやすいサインの導入（竹原港，忠海港）
- みなとオアシス制度を活用した賑わい創出（竹原港，忠海港）

(4) 防災機能の充実

大規模災害発生時に港湾物流機能を維持するため，竹原港，忠海港において，必要な整備を行います。

エ 駐車場・駐輪場

利用者のニーズに対応し，まちづくりと連携した駐車場・駐輪場の整備を進めます。

- 町並み保存地区周辺，的場公園などの観光・レクリエーション地における駐車場・駐輪場の整備，拡充
- 竹原港，忠海港のフェリーターミナル利用客のための駐車場・駐輪場の整備，拡充

2-2 都市公園等

(1) 現況と課題

都市公園は、街区公園11箇所(2.37ha)、近隣公園2箇所(2.30ha)、総合公園2箇所(45.40ha)の合計15箇所(50.07ha)で、人口1人当たり面積17.5㎡と一定の水準に達していますが、中心市街地や住宅地などで生活に身近な公園が不足しています。

また、近年は市民の環境問題への関心の高まり、災害リスクの高まりなどを背景として、都市公園についても、都市環境の保全、災害時の防災空間の確保などの多様な役割が求められており、これらの課題に対応した都市公園等の整備、活用を図る必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆市民ニーズに対応した都市公園等の整備

住民のニーズや周辺環境に配慮した計画的な整備を進めるとともに、既存の都市公園等について老朽化した施設の再整備、バリアフリー化などの取組を進めます。

◆多様な機能を持つ都市公園等の整備

都市環境の保全、レクリエーションの場の提供、災害時の防災空間の確保、良好な景観形成、生物多様性の保全など、都市公園等のもつ多様な機能を踏まえた計画的な整備を進めます。

◆都市公園等の適切な管理・運営

都市公園等の機能を維持しながら、将来に向けて持続可能な都市づくりを進めるため、効率的な維持管理、長寿命化対策などの取組を進めます。

また、都市公園等の持つ機能が適切に発揮されるよう、多様な管理運営に向けた取組を進めます。

(3) 具体的な取組の方針

ア 都市公園等の整備

(7) 街区公園等

- 街区公園の不足している地区における公園の整備
- 公園施設などの老朽化対策、バリアフリー化、芝生化
- まちなかの空き家や空き地を活用した小公園の確保

(イ) 近隣公園

- 中央公園、冠崎公園における公園施設などの老朽化対策、バリアフリー化
- 地域における防災拠点としての整備の検討（備蓄倉庫など）

(ロ) 総合公園

- バンブー・ジョイ・ハイランドにおける文化・スポーツレクリエーション拠点としての機能の充実、防災拠点としての整備、生物多様性を支える自然環境の保全
- 的場公園における良好な自然環境を有する樹林地や海岸などの特性を踏まえた整備方針の見直しと計画的な整備



バンブー・ジョイ・ハイランド

イ その他の公園・緑地

仁賀ダム周辺の多目的広場などの公共緑地，民間開発による公園などを市民のレクリエーションの場や交流の場として活用します。

また，公有未利用地の活用などにより，コミュニティの場，災害時の防災空間の確保などの多様な機能を有する公園，広場の整備を進めます。

ウ 都市公園等の緑化の推進

都市環境の保全，良好な都市景観の形成に向けて，芝生化などにより都市公園等の緑化を進めます。

エ 都市公園等を結ぶネットワークの形成

賀茂川河岸や臨海部における親水空間の整備，歩行者空間の確保などにより都市公園等を結ぶネットワークを形成します。

オ 管理・活用の方針

(7) 適切な維持管理

持続可能な都市づくりに向けて，都市公園等の適切な維持管理を進めます。

○都市公園施設などのメンテナンスサイクルの構築，長寿命化対策

(イ) 多様な主体による管理運営

都市公園等の持つ機能が適切に発揮されるよう，多様な主体による管理運営に向けた取組を進めます。

○公園里親制度の活用，住民自治組織による維持管理
など市民参加型公園管理の推進

○指定管理者制度などによる民間の運営ノウハウを活用した効果的な運営

○地域の賑わい創出など，市民に開かれた運営のための仕組みづくり



公園里親制度による緑化

2-3 下水道等

(1) 現況と課題

公共下水道・汚水処理の整備状況は、計画面積 957.6haに対して整備済み面積 104.9ha、普及率14.7%で、汚水処理普及率は、合併浄化槽の22.0%とあわせると合計36.7%となっています。

良好な生活環境の確保、瀬戸内海や河川の水質改善などを図るため、今後も污水排水対策を進める必要があります。

また、都市型水害の増大に対応するため、引き続き、雨水排水対策を進める必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆快適な生活環境の形成

汚水処理普及率の向上、公共用水域の水質改善などによる快適な生活環境を確保するため、公共下水道などの汚水処理施設の整備を進めます。

また、各地域における人口動向の状況を踏まえ、地域に最も適した処理方式を適用し、効率的な整備を進めます。

◆防災、減災への対応

市街地や集落の排水対策、下水道施設の耐震化を進めるなど、災害リスクの増大に対応した防災・減災に向けた下水道等の整備を進めます。

◆循環型社会への対応

下水道資源の有効利用により、循環型社会の構築に資する下水道等の整備を進めます。

◆下水道施設のマネジメント

下水道施設の必要な機能を維持しながら、将来に向けて持続可能な都市づくりを進めるため、効率的な維持管理、長寿命化対策などの取組を進めます。

(3) 具体的な取組の方針

ア 地域に適した下水道等の整備

(7) 公共下水道の計画的な整備

公共下水道については、地域に最も適した事業の適用、持続的な下水道事業の運営などのため、竹原公共下水道事業基本計画の見直しを進めます。

また、若者定住の促進などを視野に、中心市街地などにおける快適な生活環境の形成に向けた公共下水道の重点的な整備を進めます。



(イ) その他の下水道処理施設の整備

各地域に最も適した事業を適用するため、地域特性に応じた効果的な下水道処理施設の整備を進めます。

○コミュニティプラントなどの整備の検討

○合併浄化槽の設置と適正な維持管理の促進

イ 防災，減災対策の推進

(7) 浸水対策

浸水被害の防止と低減に向けて，雨水管渠や雨水排水ポンプ場の整備などのハード対策，各種ハザードマップの周知などのソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を自助，共助，公助の観点から進めます。



(4) 震災対策

地震などによる大規模災害や都市型災害の増大に対応するため，下水道施設の耐震化，被災を想定した応急・復旧体制の整備など，総合的な震災対策を進めます。

ウ 下水道資源の再利用の推進

循環型社会の構築に向けて，下水道資源の再利用を進めます。

- 貯留した雨水の有効活用など，多面的効果を持つ雨水貯留施設の設置の促進
- 下水道施設，下水再生水などを活用した水辺空間の再生・創出
- 下水汚泥の燃料化などの新エネルギー対策，汚泥に含まれるリンの回収など下水道資源の有効利用に関する取組の検討

エ 持続可能な下水道施設の維持・管理

持続可能な都市づくりに向けて，下水道施設の適切な維持管理を進めます。

- 下水道施設のメンテナンスサイクルの構築，長寿命化対策
- 平常時，非常時における最適な下水道機能・サービスの持続的提供

2-4 その他の都市施設等

(1) 上水道

ア 現況と課題

上水道は、都市生活や市民生活を支える重要な都市基盤であり、自己水源と広島水道用水供給事業（浄水の供給）により確保しています。

今後は、持続可能な水道事業の運営に向けて、水源の安定確保と経営の健全化などを図るとともに、災害時における機能維持と早期復旧のための耐震化を考慮した老朽管および水道施設の計画的な維持管理に取り組む必要があります。

イ 整備方針

持続可能な水道事業の運営と上水道の安定した供給を図るため、次の取組を進めます。

(ア) 上水道の整備等

- 老朽施設の計画的な維持管理
- 経年劣化している老朽管を含む耐震化
- 安全、安心なおいしい水を供給するための高度処理施設の導入
- 施設の統廃合による経営の安定化



(イ) 水資源の確保

- 安定した水源を確保するための源流と水源を守り、はぐくむ取組の展開
- 地下水の安定確保、配水池容量の確保などの計画的な用水の確保



(ロ) 持続可能な上水道施設の維持・管理

持続可能な都市づくりに向けて、上水道施設の適切な維持管理を進めます。

- 上水道施設のメンテナンスサイクルの構築、長寿命化対策
- 平常時、非常時における最適な上水道機能・サービスの持続的提供

(2) 河川・排水施設

ア 現況と課題

本市は、瀬戸内海に面し、二級河川賀茂川、同田万里川（支流）、同葛子川（支流）、同本川などの河川や多くの砂防指定地内河川が分布しています。

近年、南海トラフ巨大地震の危険性の高まりや気候変動による豪雨災害の多発など、災害リスクが増大しており、河川改修や排水施設の整備などに取り組む必要があります。

イ 整備方針

災害に備えるため、次の取組を進めます。

(7) 自然災害予防対策の推進

- 洪水、高潮対策のための河川改修
- 砂防、急傾斜地などの防災対策

(4) 市街地における排水機能の向上

- 市街地内の河川、用排水路の改修
- 雨水管渠や雨水排水ポンプ場の整備
- 老朽化した排水機場や水門の増改築などによる排水機能の向上

本川排水機場



(3) ごみ焼却場、し尿処理場

一般廃棄物及びし尿は、竹原安芸津環境センター（竹原・安芸津ごみ焼却場）、竹原クリーンセンター（竹原し尿処理場）で処理されていますが、各施設の老朽化が進んでいることから、同施設を管理運営している広島中央環境衛生組合と連携し、ごみ、し尿処理施設の集約化を図ります。

竹原安芸津環境センター



(4) 火葬場

斎場（火葬場）については、引き続き、適切な管理運営を行います。

(5) 流通センター

竹原流通センター（地方卸売市場）については、食品を主体とした流通拠点機能を維持します。

竹原流通センター



(6) その他の都市施設

ア 公共施設ゾーンの整備

市庁舎などの公共施設が集積している区域については、施設の集約や更新を機に、本市の新たな顔となる都心核を形成します。

イ 公有未利用施設の活用

各地域における公有未利用施設については、地域コミュニティの場、観光・交流の場など、活力ある地域拠点の形成に向けた施設として活用を進めます。

ウ 市営住宅の活用

良質な市営住宅については、必要に応じて長寿命化を図りながら、適切に維持・管理します。

老朽化した市営住宅については、計画的に用途廃止し、跡地の有効利用を図ります。

市営丸子山住宅



3 市街地の整備方針

(1) 現況と課題

市街地は、周囲の急峻な山地と前面の瀬戸内海に囲まれたわずかな平地に広がっており、まともりのある形態となっています。

戦後の高度経済成長や核家族化の進行などにより、市街地の拡散や低密度な市街地の形成が続いており、持続可能な都市構造に向けたコンパクトな市街地の形成に取り組む必要があります。

また、市街地内には、生活道路が狭く消防活動の困難な地区や空き家、空き地が増加している地区があることから、生活道路の整備、空き家や空き地の有効活用と適正な管理などにより、居住環境の向上を図る必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆都市機能の集約化とネットワーク化によるコンパクトな市街地の形成

持続可能な都市づくりに向けて、都市機能の都市拠点や地域拠点への集約化、居住の誘導、拠点相互を結ぶネットワークの充実を図ります。

◆地域の課題や特性に応じた市街地の整備

生活道路の整備、空き家や空き地の有効活用と適正な管理、未利用地の多い区域における計画的な市街地形成の誘導など、地域の課題や特性に応じた整備手法により市街地の整備を進めます。

◆良質な住宅と快適な居住環境の整備

既成市街地などにおける未利用地や遊休公有地の有効活用、計画的な整備などにより、良質な住宅と快適な居住環境の整備を進めます。

(3) 具体的な取組の方針

ア 計画的な市街地の形成

市街地は竹原地域の都市拠点周辺、吉名、大乘、忠海、北部の地域拠点周辺などの利便性の高い区域にコンパクトに配置するとともに、拠点相互を結ぶネットワークの充実を図ります。

幹線道路沿道などのまともりのある未利用地のうち、工業・流通機能など新たな都市機能の導入を図る必要がある地区については、地区計画の活用、民間開発の適切な誘導などにより、計画的な市街地の形成を図ります。

また、新開土地区画整理事業については、計画的に事業を進め、早期完成をめざします。

イ 既成市街地における居住環境の向上

既成市街地については、地域の実情に応じた適切な整備手法により、生活道路の整備、空き家や空き地の有効活用と適正な管理などによる居住環境の向上に取り組みます。

また、行政と市民等との協働により、良好な居住環境の形成を進めます。

○街並み環境整備事業などによる居住環境の向上

○空き家バンクなどと連携した空き家の活用及び適正管理

○老朽化した空き家の除却と跡地の有効利用

ウ 良質な住宅の供給

市街地内の未利用地や遊休公有地などを活用して、子育て世帯向け住宅、高齢者、障害者向け住宅などの良質な住宅の普及を進めます。

4 防災都市づくりの方針

(1) 現況と課題

近年、大規模地震災害、気候変動による集中豪雨の多発など、災害リスクが増大しており、災害の防止や低減を図るため、災害に強い都市構造の構築に取り組む必要があります。

また、南海トラフ巨大地震などの発生が危惧されており、大規模地震に備えた都市づくりを進める必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆総合的な防災都市づくりの推進

竹原市地域防災計画と連携して、自然災害対策、防災・避難対策、市民等との協働による防災体制づくりなど、防災都市づくりに向けた総合的な取組を進めます。

◆自然災害対策の推進

自然災害リスクの増大に対応するため、土砂災害対策、洪水、高潮などの水害対策などの自然災害対策を進めます。

◆都市構造の防災化

市街地の不燃化、耐震化、災害に強い都市基盤の整備、災害リスクの低減に向けた都市構造への誘導などにより、災害に強い都市構造を構築します。

◆防災・避難ネットワークの形成

大規模地震などの災害時に迅速に対応するため、防災拠点の整備、避難空間の確保、緊急輸送道路の整備、ライフライン施設の整備・充実などの取組を進めます。

◆市民等との協働による防災体制の充実・強化

市民等との協働により、地域ぐるみで支えあい、助けあう防災体制の充実・強化を図るとともに、身近な地区における防災まちづくりを進めます。

(3) 具体的な取組の方針

ア 自然災害対策の推進

(7) 土砂災害対策などの推進

広島豪雨災害などの教訓を踏まえ、土砂災害対策などを進めます。

○急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業の推進

○がけ付近に立地している建築物への広島県建築基準法施行条例制限規定の適用などによる災害防止対策

○土砂災害特別警戒区域における開発の抑制、建築物の安全確保などによる災害防止対策

○森林の保全、育成などによる土砂災害の防止

○土砂災害に係るハザードマップの作成、周知

○大規模盛土造成地における滑動崩落対策

竹原内港高潮対策事業（防潮扉）



(イ) 水害対策の推進

洪水、高潮、津波などの水害対策を進めます。

- 賀茂川、本川などの河川、用排水路の改修
- 公共下水道事業による雨水排水管渠、雨水排水ポンプ場などの整備
- 竹原港や忠海港などの高潮対策事業の推進
- 各種水害に係るハザードマップの周知



イ 都市構造の防災化

(7) 市街地の不燃化などの促進

都市防災上重要な地域について、防火地域又は準防火地域の指定などにより、市街地の不燃化や難燃化を促進します。

- 重要な公共施設が集中する地域、多数の人が集中する地域などにおける防火地域又は準防火地域の指定の検討
- 木造建築物が集中し、延焼の危険性の高い地域における準防火地域の指定の検討
- 密集市街地における公共空地（オープンスペース、公園・緑地帯など）の確保

(イ) 建築物の耐震化の促進

耐震改修促進計画に基づいて、建築物の耐震化を促進します。

- 公共建築物、民間住宅、多数の人が利用する建築物などの耐震化の促進
- 大規模建築物、防災拠点建築物、緊急輸送道路沿道建築物などの重点的な耐震化の促進



耐震補強（竹原中学校）

(ウ) 災害に強い都市基盤の整備

災害に強い都市基盤の整備を進めます。

- 橋梁の耐震補強、道路法面の防災工事など、道路施設の防災・減災対策
- 河川・港湾施設、海岸堤防などの耐震性の向上



朝日橋橋梁補修（橋台補修）

(エ) 災害に強い都市構造への誘導

災害リスクの低減に向けた居住の誘導などにより、災害に強い都市構造への誘導を進めます。

- 災害リスクの低い区域への居住の誘導と防災対策
- 開発許可制度の運用などによる災害リスクのある区域における開発の抑制の検討

ウ 防災・緊急対応基盤の構築

(7) 防災拠点の整備

大規模地震などの災害時の避難、物資の備蓄、応急対応などの活動拠点となる防災拠点の整備を進めます。

- 竹原地域における防災拠点機能の強化（災害対策本部、避難者の収容、物資の備蓄・集積・配送、応急救護などの拠点機能）
- 吉名、大乘、忠海、北部の各地域における地区防災拠点機能の確保（現地災害対策本部の設置、避難者の収容、物資の備蓄・集積・配送、救護などの現地活動機能）

(イ) 避難空間の確保とネットワークの形成

地域防災計画と連携しながら、各地域における避難空間の確保と機能の充実を進めます。

- 都市公園、公共施設などを活用した避難場所、避難所（避難施設）の確保
- 都市公園における備蓄倉庫の設置などによる防災機能の充実
- 幹線道路、橋梁などの整備による避難路ネットワークの形成



避難場所となる街区公園

(ウ) 緊急輸送道路の整備

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づいて、緊急輸送道路に位置づけられる道路などにおける耐震性の確保、緊急輸送道路の代替ルートの確保に配慮した道路の整備を進めます。

- 第一次緊急輸送道路／国道2号，同 185号，同 432号，主要地方道三原竹原線
- 第二次緊急輸送道路／主要地方道本郷大和線
- フェリー航路／竹原港～大崎上島，大崎下島，忠海港～大久野島～大三島



国道2号

(エ) ライフライン施設の整備・充実

大規模災害における市民生活への影響を最小限にとどめるため、ライフライン施設の耐震性の向上、復旧体制の迅速化などを進めます。

- 上下水道施設の耐震性の向上，被災時における早期復旧体制の構築
- 無電柱化などによる電気，通信施設などの耐震性の向上

エ 市民等との協働による防災体制の充実・強化

(7) 地域防災力の向上

住民自治組織，消防団，学校，企業などと連携し，地域ぐるみの防災体制づくりを進めます。

- 市民等の防災意識の向上と自主防災組織の育成，強化
- 各種の災害を想定したハザードマップの作成と周知
- 災害時における情報伝達システムの確立
- 防災教育，防災訓練の実施などによる地域防災力の向上



防災訓練

(イ) 身近な地区の防災まちづくり

住民自治組織などとの協働により，身近な地区における防災まちづくりの取組を進めます。

- 住民自治組織などのまちづくり活動の支援
- 防火水槽，消火栓などの消防水利の確保
- 消防活動の困難な地区における道路，公園，広場などの確保



住民自治組織による防災訓練

図 避難場所・避難所，道路の状況



【参考】 広島県緊急輸送ネットワーク計画図



○防災拠点

県内で発生した大規模災害時における災害対策活動の拠点、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点として位置付けられた防災関係機関（国，県，市町，自衛隊など）の公共施設や民間施設、インターチェンジ、空港、港湾など広域交通体系の結節点

○緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。災害発生時には、災害応急対策のため、緊急通行車両以外の通行が禁止または制限されることがある。

- ・第一次緊急輸送道路／広域ネットワークの骨格となる高規格幹線道路，防災上重要な施設を相互に結ぶ道路で，広域市町村圏相互の連携を確保する
- ・第二次緊急輸送道路／第一次緊急輸送道路を補完する道路で，市町村相互の連携を図る
- ・第三次緊急輸送道路／第一次，第二次緊急輸送道路から距離のある防災拠点を補完する

広島県緊急輸送ネットワーク計画より

5 都市環境形成の方針

(1) 現況と課題

自然豊かな山と海に囲まれ、寺山、南島などの風致地区、黒滝山、大久野島、阿波島などを含めた瀬戸内海国立公園、忠海長浜地区の海岸が自然海浜保全地区に指定されているなど、良好な自然環境が豊富にあり、これらを貴重な地域資源として保全するとともに、市民の自然とのふれあいの場などとして活用する必要があります。

また、古墳などの遺跡、文化財、歴史的町並みなどの歴史的資源が豊富に分布しているほか、緑豊かな田園景観などの地域特性を有しており、これらの資源や地域特性を継承しながら、快適な都市環境の創出に取り組む必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆自然環境の保全と活用

自然と調和した良好な都市環境を維持するため、多様な機能を有する豊かな自然環境を保全します。

また、地域資源の活用により、市民や来訪者が自然とふれあえる場を提供します。

◆快適な都市環境の創出

遺跡、文化財、歴史的町並みなどの歴史的資源、産業資源、田園景観などの地域特性などを活かすとともに、都市緑化、空き家や空き地の有効利用と適正な管理などを進め、快適な都市環境を創出します。

◆良好な生活環境の確保

市民が安全・安心で健康に暮らせる生活環境を確保するため、水質・水環境の保全を進めます。

(3) 具体的な取組の方針

ア 自然環境の保全と活用

(7) 自然環境の保全

環境保全、災害防止、保健休養など多様な機能を有する森林、河川、海浜などの自然環境を保全します。

○緑の基本計画に基づく良好な自然環境の保全と森林、里山、海岸線、風致地区などの自然緑地の保全

○ひろしまの森づくり事業に基づく森林の保育管理の推進



(イ) 自然レクリエーション資源の活用

自然レクリエーション資源の活用により、自然とふれあえる場の確保に取り組みます。

- 中国自然歩道などによる自然レクリエーション資源のネットワーク化
- 朝日山、黒滝山、大久野島などの自然レクリエーション資源を活かして、市民や来訪者が自然とふれあえる場の提供
- 市民等との協働による、自然体験・学習などの場としての活用



イ 快適な都市環境の創出

(ア) 町並み保存地区の魅力化

町並み保存地区及びその周辺の歴史的建造物などの保存・活用と魅力づくりを進めます。

- 町並み保存地区における建物の修理、修景などの取組の強化
- 市民等との協働による歴史、文化にふれあえる場の確保と強化
- 市民や来訪者などの憩いと交流の場の充実
- 文化財の公開と文化施設などの活用の充実

(イ) 多様な地域資源の活用

市民等と行政との協働により、多様な地域資源の活用を進めます。

- 市民農園などの農とふれあえる場、農業体験や交流の場の提供
- 水辺の生態系に配慮した河川や親水公園の整備

(ウ) 都市緑化の推進

緑の基本計画に基づいて、市街地内の緑とオープンスペースの保全など、市民にうるおいとやすらぎを与える都市緑化を進めます。

- 都市公園など公共空間の整備と緑化
- 民間建築物の敷地の緑化
- 水と緑のネットワークの形成

(エ) 空き家、空き地の有効活用と適正な管理

良好な都市環境を維持するため、空き家、空き地の有効活用と適正な管理を進めます。

- 定住促進などと連携した空き家、空き地の活用

ウ 良好な生活環境の確保

市民等の良好な生活環境を確保するため、次の取組を進めます。

(ア) 大気汚染の防止などの公害防止対策

- 街路樹など道路における環境施設帯の設置
- 公共交通等の利用促進

(イ) 水環境の保全

- 公共下水道、コミュニティプラントなど多様な排水処理手法による公共水域の水質改善
- 浄化槽の普及と適正な維持管理などの排水対策
- 河川や湖沼などの水量の維持、自然浄化能力の維持・回復



6 都市景観形成の方針

(1) 現況と課題

本市は、瀬戸内海に育まれた美しい自然景観、町並み保存地区に代表される歴史的景観など固有の景観を有しています。

これらの景観は、市民が誇りと愛着を持ち、うるおいのある豊かな生活を営む上で不可欠なもので、観光振興を図る上でも貴重な資源であることから、将来に向けて守り、ブラッシュアップしていく必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆竹原らしさを継承する景観づくり

自然景観、歴史的景観など固有の景観の維持・向上などにより、竹原らしさを継承する個性的な景観づくりを進めます。

◆快適で賑わいのある景観づくり

公共空間や建築物における景観の魅力化、市街地における景観形成の取組の重点化などにより、賑わいのある都市景観づくりを進めます。

◆市民等との連携による景観づくり

市民等と行政との協働により、個性豊かでうるおいのある景観を守り育てながら、魅力のある都市景観づくりを進めます。

(3) 具体的な取組の方針

ア 総合的な景観施策の推進

景観計画の策定など、総合的な景観施策を進めます。

- 景観計画、景観条例などの制定
- 竹原市歴史的風致維持向上計画の推進

イ 竹原らしさを継承する景観形成

(7) 歴史的景観の維持・向上

竹原市歴史的風致維持向上計画に基づいて、歴史的景観の維持・向上を進めます。

- 町並み保存地区の修理、修景
- 歴史的建造物の保存意識の啓発
- 町並み保存地区周辺の自然景観の保全
- 歴史的建造物などの活用による魅力発信



(4) 自然景観の維持・向上

水と緑、「農」を活かして、自然景観の維持・向上を進めます。

- 良好な景観を有する樹林地、河川、海浜の保全と田園景観の維持
- 河川、海浜の水質の向上
- 水と緑に親しめる都市空間、歩行者ネットワークの整備



ウ 魅力と賑わいのある景観の創出

(7) 公共空間における魅力ある景観の創出

公共空間のデザインにより，魅力ある景観の創出を進めます。

- 公共建築物，道路，公園，河川などの公共空間における竹原らしいデザインの検討

(イ) 民間建築物などによる魅力ある景観の創出

民間建築物などのデザインにより，魅力ある景観の創出を進めます。

- 民間建築物，屋外広告物などの景観誘導による美しい都市空間の形成

(ウ) 魅力ある市街地景観の創出

主要な公共施設など景観上重要な箇所について，重点的な景観形成を進めます。

- J R 駅，主要道路，観光・交流施設周辺の修景
- 市民との連携による快適な景観創出 など

エ 市民等との連携による景観の創出

市民等と行政との協働により，景観の創出に向けた取組を進めます。

- 市民等の景観に関する理解と意識の醸成
- 市民等との歴史的景観に係る価値感の共有

魅力ある景観づくり



7 都市空間の魅力づくりの方針

7-1 暮らしやすい都市空間形成の方針

(1) 現況と課題

人口減少と少子高齢化が進行する中で、若者の定住、子育て世帯の支援などにより、人口の回復を図るとともに、高齢者、障害者などが暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

また、中心市街地においては、大規模小売店の進出などに伴う商店街の活力の低下、空き家、空き店舗の増加などの問題が生じており、商業や観光・交流の振興、まちなか居住の促進などにより、まちの活性化を図る必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆ すべての世代が暮らしやすい都市空間の形成

まちのバリアフリー化、事故や犯罪が起こりにくい安全・安心な都市づくりなどにより、若者、子育て世帯、高齢者、障害者などのすべての人々が暮らしやすく、地域活動や社会活動に参加しやすい快適な都市空間を形成します。

◆ まちなか居住の魅力化

若者、子育て世帯、高齢者、障害者などのまちなか居住を促進するため、多様なニーズに対応した都市空間の形成と魅力化を図ります。

◆ 拠点の魅力化

活力ある都市づくりを進めるため、都市拠点、地域拠点において、都市機能集積や立地特性を活かした魅力化を図り、賑わいのある都市空間を創出します。

(3) 具体的な取組の方針

ア すべての世代が暮らしやすい都市環境の整備

(ア) 公共施設などのバリアフリー化

「広島県福祉のまちづくり条例」などに基づいて、まちのバリアフリー化などを進めます。

- 歩行者空間、公共施設、公園などのバリアフリー化
- 公共施設における休憩施設や交流・憩いの場などの確保
- 民間建築物のバリアフリー化の誘導

(イ) 安全で快適な交通環境の整備

歩道、交通安全施設の整備などにより、安全で快適な交通環境の整備を進めます。

- 事故の危険性の高い交差点などの改良、改善
- 交通安全施設の整備（カーブミラー、ガードレール、道路照明灯、信号機など）

(ウ) 犯罪の起こりにくい都市づくり

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例などに基づいて、犯罪の起こりにくい安全・安心な都市づくりを進めます。

- 道路、公園、駐車場・駐輪場などの防犯性の向上（防犯灯の設置など）



イ まちなか居住の魅力化

既成市街地において、若者、子育て世帯、高齢者、障害者などのニーズに対応した住宅の供給、交流・レクリエーション空間の整備などを進めます。

- 空き家、空き地を活用した若者、子育て世帯向け住宅、高齢者、障害者向け住宅などの供給の促進
- 商業・娯楽施設、医療・福祉施設・子育て支援施設などの拠点への集積化による利便性と魅力の向上
- 交流・レクリエーション空間の整備などによる地域コミュニティの醸成

ウ 拠点の魅力化

(ア) 都市拠点の魅力化

都市拠点における商業施設、観光・交流施設などの集積を活かすとともに、魅力化と賑わいの創出を進めます。

- 公共空間のバリアフリー化，ユニバーサルデザインの導入
- 賑わいと活力のある商店街の形成
- 定住の促進，起業の支援，市民交流空間の確保
- 医療・福祉施設，商業施設，子育て支援施設などの都市拠点への集積化の誘導
- 公共施設ゾーン，ＪＲ竹原駅，町並み保存地区，商店街などを結ぶ歩行空間の確保と魅力化（修景，バリアフリー化）
- 住民，事業者などによるエリアマネジメントの支援



(イ) 地域拠点の魅力化

各地域拠点の立地特性を活かして，地域拠点の魅力化を進めます。

- 各地域における小学校跡地などの公有未利用財産の活用
- コミュニティ拠点施設，ＪＲ駅などの公共空間のバリアフリー化
- 定住につながる住民交流空間の確保
- 住民等によるコミュニティ拠点施設などのマネジメント支援



7-2 観光・交流空間の魅力づくりの方針

(1) 現況と課題

本市は、山々と瀬戸内海に育まれた豊かな自然資源、町並み保存地区、大久野島、湯坂温泉郷など多くの観光・交流資源を有しており、これらを活用してまちの活性化を図る必要があります。

また、観光客数は、道の駅の整備、本市を題材としたドラマやアニメなどの影響により、近年増加傾向にあり、観光客の受け入れ環境の充実を図る必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆観光・交流資源等の魅力化と活用

町並み保存地区をはじめとする観光・交流拠点については、施設や周遊ルートの整備・充実により人々の交流を図るとともに、これらの資源の魅力化と活用を促進します。

◆観光客の受入環境の充実

外国人観光客など誰もが訪れやすい観光地の整備に向けて、情報提供、案内機能の充実などの受入環境の充実を図ります。

(3) 具体的な取組の方針

ア 観光・交流資源などの魅力化と活用

(7) 町並み保存地区及び周辺地区の魅力化

歴史文化を市民や観光客に広く周知し、観光・交流の振興を図るため、町並み保存地区及び周辺地区の魅力化を進めます。

- 歴史資料館機能を有した文化・交流拠点の整備構想の検討
- 文化施設の価値を最大限に活かす展示やおもてなしの充実
- 町並み保存地区のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの検討
- 町並み保存地区と公共施設ゾーンやJR竹原駅などを結ぶ歩行空間の整備と回遊性向上
- 統一されたデザインによる観光案内板の設置



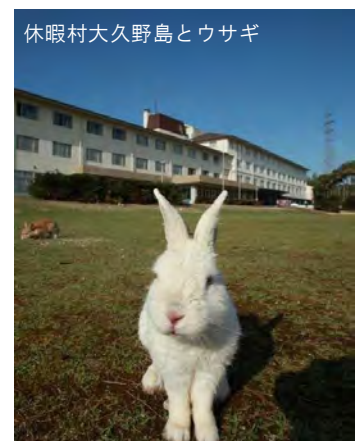
(4) 観光・交流拠点の整備、充実

町並み保存地区、的場公園、朝日山、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド、大久野島、黒滝山、湯坂温泉郷、仁賀ダム・芙蓉湖などの観光・交流拠点としての整備を進めます。

- 観光・交流拠点の整備、充実
(便所の整備、バリアフリー化など)
- 空き家、空き地を活用した交流空間の整備

(5) 観光・周遊ルートの整備

- 町並み保存地区、大久野島、湯坂温泉郷などをはじめとする観光・交流拠点と、自然景観などを活かした観光ルートの整備



- 観光・交流拠点を巡る周遊ルート整備による回遊性の向上（案内板の充実、駐車場・駐輪場の確保など）

イ 観光客の受入環境の充実

観光客の休息・交流スペースの充実、情報提供、案内機能の充実などにより、国内外の観光客の受入環境の充実に図ります。

- 市の玄関口となるＪＲ竹原駅、同忠海駅、観光・交流拠点となる道の駅たけはら、たけはら海の駅などにおける休憩・交流スペース、情報提供、案内機能の充実

- 外国人観光客に向けた多言語表記やサイン表記など、誰にでも分かりやすい案内表示の導入



ウ 市民等との協働による観光・交流の促進

市民等との協働により、観光・交流資源や施設などの活用と適切な管理を促進します。

- 指定管理者制度の導入など、観光・交流資源や施設などの管理
- 観光ガイドや各種イベントの実施など、観光・交流資源を活用した来訪者などとの交流の促進



8 都心核形成の方針

(1) 現況と課題

J R 竹原駅北側周辺から新町地区周辺に至る区域は、商業・業務施設、教育・文化施設、観光・交流施設、行政サービス施設などが集積し、市の中心地区としての役割を担っています。

一方、公共施設の老朽化が進んでいるほか、人口減少や活力の低下などの問題が生じており、都市の活性化を図る上では、公共施設の整備や民間施設との複合化などを機に、次のような課題に取り組む必要があります。

ア 都市構造の再編に対応した都市機能の充実

コンパクトな市街地の形成など都市構造の再編を図るため、都市機能の集積化、交通体系の整備などにより、一層の都市機能の充実を図る必要があります。

イ 多様なライフスタイルに対応した市民生活の向上

生活スタイルの変化、市民ニーズの多様化に対応した良好な生活環境を形成し、中心地区にふさわしい機能の充実を図る必要があります。

また、若者、子育て世帯、高齢者、障害者など誰もが安心、安全に生活できる環境を整備するとともに、市民が集まり、様々な活動が展開する「まちの中心」を再生する必要があります。

ウ 公共施設ゾーンの一体的整備の必要性

市庁舎を中心として公共施設が集中して立地している区域については、重複する機能の再編や複合化、民間との連携を進め、都市サービス機能の向上をめざすとともに、都市緑地や交流スペースの確保などにより中心地区の魅力向上を図り、一体的な整備に取り組む必要があります。

また、公民協働プロジェクトなど様々な事業手法を活用して、円滑に事業化を図る必要があります。

(2) 基本的な考え方

◆公共施設ゾーンの整備による都心核の形成

公共施設ゾーンの整備を契機とし、行政サービス施設、文化・交流施設と商業・サービス施設などを複合的に配置し、公共サービス機能を核とする新たな市民生活の拠点を形成します。

◆都心核を中心とした都市環境の整備

市民や来訪者が安心して楽しく回遊できる歩行空間の整備、交通条件を活かした観光情報の発信拠点の形成などにより、本市の新たな顔となる『都心核』を形成します。

(3) 具体的な取組の方針

ア 公共施設ゾーンの整備

新たな市民生活の拠点の形成に向け、次のような方向で公共施設の整備を検討します。

- 市庁舎機能のたけはら合同ビルへの移転
- 新市庁舎敷地から現市庁舎敷地に至る区域の一体的な利用による「まちの中心」にふさわしいゾーンの形成
- 現市庁舎敷地を活用したホールや集会施設、図書館・



文化施設機能などの再配置と市民の活動拠点機能の形成

- 施設の整備，集約に併せた一体的なオープンスペースの確保
- 『都心核』となる公共施設ゾーンと各地域拠点をネットワークするバスベイ，タクシーベイなどの公共交通機能の整備
- 既存の商業施設の再整備などによる商業・サービス施設などの整った市民が交流できる広場の整備



イ 協働による「都心核」の整備，運営

公共施設ゾーンの整備を効果的，効率的に進めるため，民間活力の活用を検討します。

また，市民等と行政の協働により，安心・安全に暮らせ，市民や来訪者が竹原の魅力を楽しむことのできる『都心核』の運営をめざします。



図 都心核形成の方針

